



大報おおおじぬ

昭和48年7月20日 No. 245

編集と 鹿児島県肝属郡大根占町役場
発行 総務課文書広報係
電話 [09942] 2-0511~0515
印刷 さかせがわ印刷所 電話 2-0140

町の 昭和48年6月1日現在推計人口
人口 男 4,600人 計 10,120人
女 5,520人

前月より13人減

清掃手数料を無料に 不燃物は町内どこでも集収

ごみは指示した袋に入れましょう

町では、ごみ手数料を無料にしようとして、さる六月二十八日開会の定例町議会に「大根占町清掃手数料徴収条例を廃止する条例」を提案しました。ところ可決されましたので、さる七月一日から実施しました。

これは、ごみ処理事務というものが近年市町村でしなればならない義務的な事務と考えられてきたこと、また、田代町と共同設置した衛生処理組合が事業を開始したので、その処理能力も増大した。そこで町内全域について集収することが望ましいと考えられたため、手数料徴収の根拠である一定の地域、特定の人のためにする事務でなくなったことによるものです。

町保健衛生課では、集収区域の拡大によって従来週二回集収していたものを一回に、決め、次表に掲げる区域以外はすべてのごみを集収することにしたので、集収率の向上と、焼却炉への投入を円滑にするため、次のことを家庭のみなさんに厳守していただくことを呼びかけています。

(一)ごみは必ず決った日に、決った場所に出してください。
(二)ごみ袋は役場が指定したビニール袋を使用すること。ただし、飼料袋、肥料袋を使用しても可。
(三)役場指定のビニール袋は、部落長さんにお申し込みください。一枚六円。
(四)台所の汚物は水気をよく切ってください。
(五)家庭で処分できるごみは、できるだけ自分で処理してください。
(六)ガラス、ヤキモノ、金物など不燃物は、一般のごみと必ず分別し、月一回水曜日の定められた不燃物回収日に出してください。
(七)ビニール袋は必ず口をしめてください。

一般会計補正予算など承認

第六回定例町議会から

ことし第六回定例町議会はさる六月二十八日に開かれ、昭和四十八年度一般会計補正予算、町税条例の一部改正、町道の認定などを審議、当日閉会しました。

なお、肝属教育会館建設費助成に関する請願、国鉄運賃値上げ等に反対する陳情及び地方自治法の一部改正反対の陳情は、総務委員会に付託され継続審査されることになりました。

以下、今回議決されたものについて、そのあらましをお知らせします。

※ 町道編入
神川線・神川を通過していた国道二六九号線が海岸添いへ変更され、同国道が用途廃止されたので、林建設前から水

〔プレス機による空かん類の圧縮処理
衛生処理組合ごみ処理場で〕

※ 町道の変更
城元坂之上から神川城へ通じていた坂之上城線（農免道路）を、島浜部落内の字砂原へ路線変更し、路線名も坂之上線と変更しました。

※ 固定資産課税台帳に登録された評価額などについて、納

不燃物だけ回収する区域

中西 山添 桜原
神川中原 池田校区全域
宿利原校区全域

不燃物回収日

回収日	回収地区
第1週水曜日	馬場地区
第2週水曜日	神之浜全地区 城元地区
第3週水曜日	神川地区 塩屋、城ヶ崎
第4週水曜日	池田宿利原地区

委託職業訓練(自動車運転科)が実施されます

- 県では、次の要領で自動車運転科の委託職業訓練を実施します。
- 1、対象者＝農業従事者のうち、農業以外の職業につこうとする者。
 - 2、期間と職種＝9月から12月までの間で2ヶ月以内とし、技能検定合格の日までとする。
普通免許、大型免許、大型特殊免許
 - 3、訓練場所及び授課措置＝鹿屋自動車学校、鹿屋寿自動車学校。訓練期間中は手当が支給される。
 - 4、申し込み手続き＝8月10日までに町農業委員会へ。手続きについては農業委員会へお問い合わせください。

※ 大根占町一般会計補正予算(第二号)
今回の補正予算の総額は、三千六百四十二万八千円で歳入のおもなものは、都市計画街路事業費、災害復旧事業費、塩屋地区の県単用排水路事業費などであり、これを賄

夏休みを楽しく

夏の防犯運動

心の力ギを忘れずに

学校から解放された楽しい夏休み、家族ぐるみの海水浴やピクニックなど、うれしいプランでいっぱいでしょう。

しかし、この時期には油断すると少年非行やドロボー、チカンなどの被害をはじめ各種の事件、事故の魔の手があなたを狙っています。

そこで、みなさんが次のようなことに

注意し、犯罪や事故のない夏にいたしましょう。

●水の事故を防ぐには

部落ぐるみの楽しい海水浴

こどもたちは指折り数えて待

っているに違いありません。

親のちよつとした油断から幼

児が海中に転落したり、用水

路や海水浴中に死んだ学童も

います。

1ひとり泳がない。

2監視人のいないところでは

泳がない。

3魚釣りは大人と一緒に。

4人工呼吸法を身につける。

●チカンを防ぐには!!

暗い夜道のひとり歩きや、

車で送りましょう……という

見知らぬ男の誘いは赤信号で

す。チカンに襲われたら大声

で救いを求め、もし被害にか

かったらどんなに小さいこと

でも届けましょう。

●小年の不良化を防ぐには!!

不良化は夜遊びからと言わ

れています。外出するときは

必ず行先、同伴、帰宅時間な

ど聞くようにして持物や服装

態度にも気を配り、親子の対

話を深めましょう。また、子

どもの善行や不良行為はその

場で気付いた大人が愛の声か

けを実践しましょう。

●ドロボーを防ぐには!!

夏は空巣や車上狙いなどの

大根占警察署

大根占地区防犯連

一戸の農家で年間八万羽めざす

松坂 笹原 地区にプロイラー団地

五ヶ所が完成

一団地を一戸の農家で経営し、年間八万羽のプロイラーを出荷する大型プロイラー団地が笹原、松坂地区にこのほど完成しました。

完成したのは笹原部落の馬込洋海さんら四人の五団地。

団地は三棟の鶏舎からなり

一棟の面積は約二百坪、各棟

に七千羽を飼養します。総事

業費一団地当り一千七百万円

給水施設は田代町地内から約

四キロをビニールパイプで取

水、タンク六基を備え一日九

十トンの水の使用ができます

さる六月二十七日は、馬込

忠義さんの団地にふ化後三十

ドロボーが増えます。カギは

じょうぶなものを選び補助カ

ギまでつけるのが防犯の基本

です。また、外出の際は必ず

戸締りし、隣り近所にも声を

かけ留守中の見守りを頼んで

おきましょう。不幸にして被

害にかかったときは、できる

だけ手をふれないで一一〇番

へ電話しましょう。

●花火にも気を配ろう!!

こどもの花火遊びの事故が

多くなっています。筒物、手

玉、巻玉は特に危険です。大

人と一諸に遊ぶようにしまし

よう。また、捨てた砲弾や雷

管はそのまますぐ届けまし

う。

大根占警察署

大根占地区防犯連

戸籍相談シリーズ

戸籍の話し

●あなたの戸籍はどこに?
戸籍は、日本国民の登録であり、入学や就職、相続や年金の受給、旅券の発給申請など多くのことに利用される大切なものです。

もし、戸籍がなかったら、親子関係の証明がむずかしいなど、いろいろ不便が生じます。

大切な戸籍は、みなさん方の届出にもとづいて記載されます。届出は正しく、すみやかにいたしましょう。

●結婚式の日に届出を……

たとえ盛大な結婚式をあげても、結婚の届出をしなければ、法律上の夫婦とはいえません。届書にお二人と証人が署名し、印を押しておけば、

代わりの人が役場に持って行

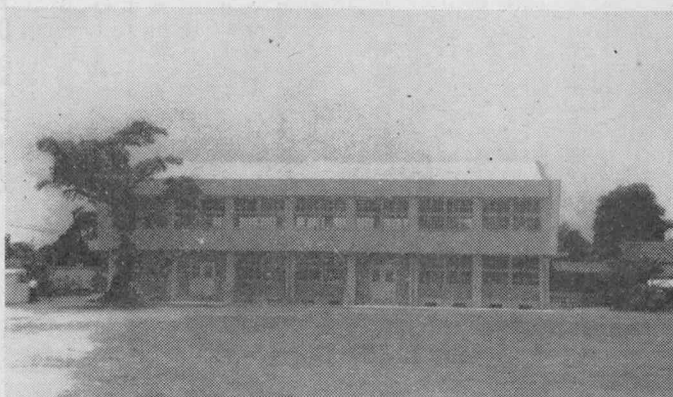
つてもかまいません。

日曜日でも受け付けます。

●子の名に用いる文字には制限があります。

子の名に用いることができ

る文字は、当用漢字表および人名用漢字別表にかかげる漢字と片かな、平かなです。



宿利原小学校の屋体が完成

ことしの一月から二カ年度に渡る継続事業で、工事を進めていた宿利原小学校屋内運動場がこのほど完成しました。

この屋体は、公立小学校施設整備事業補助金の対象事業として建設されたものです。

鉄筋コンクリート造面積四百三十平方メートル、工事費一千八百七十万円となっています。

この屋体の完成で町内の各小学校にはすべて屋体が完備し、学校間の格差がなくなりました。

ましよう。

●謄本と抄本のちがい

戸籍の謄(抄)本は、家族関係などを証明する資料として重要な役割を果たしています。

謄本とは、戸籍の記載全部を写したものをいい、抄本とは、必要な部分だけを写したものをいいます。

●戸籍のご相談は

戸籍のことでわからないことがあれば、役場の戸籍係か法務局でおたずねくださ

い。

●本籍、筆頭者はおぼえてお

きましょう

本籍とは、各人の戸籍があるところをいいます。

筆頭者とは、戸籍の最初に記載してある者をいいます。

本籍、筆頭者は戸籍の謄(抄)本を請求するときなどに必要ですから、おぼえてお

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き



電話料金制度が変りました

市内通話～区域は拡大1回7円を
3分までごとに7円に

大根占電報電話局

八月九日
から実施

いつも電報電話のご利用を
いただきありがとうございます。
電電公社では、大正九年に
つくられた現在の電話料金制
度を新しい時代にマッチした
料金制度にあらため、八月九
日午前零時から実施すること
になりました。

新しい料金制度（広域時分
制といえます。）のあらまし
はおよそつぎのとおりです。
1、市内通話と市外通話の区
別の廃止
現在の「市内通話」と「市
外通話」の区別をなくしてす
べての通話は通話先との距離

1. ダイヤル通話

サービスの区分			改正後 (8月9日から)	現 行
加入 電話 (黒)	大根占 グループ 内の通話	旧「市内通話」	3分までごとに	1 回 7 円
		グループ内 相互間の通話	7 円	80秒までごとに 7 円
	隣りのグループへの通話		80秒までごとに 7 円	60秒までごとに 7 円
公衆 電話 (赤・青・ピンク)	大根占 グループ 内の通話	旧「市内通話」	小 形 3分まで	10 円
			大 形 3分までごとに	10 円
		グループ内 相互間の通話	10 円	80秒までごとに 10 円
			隣りのグループへの通話	80秒までごとに 10 円

と、おかけになった時間によ
って料金をいただくことにな
ります。

具体的には、現在の「市内
通話区域」のいくつかを、ひ
とつのグループにまとめ、こ
のグループの中での通話料
金を最低料金（三分まで七円
）とし、その他の通話料金は
グループ間の距離とお話しに
なった時間によってきめるこ
とになります。

例えば、大根占は四ヶ町で
ひとつのグループとなります
ので大根占から根占、佐多、
田代への通話はすべて「三分
ごとに七円」に、隣りのグル
ープ（鹿屋、指宿）への通話
は「六十秒ごとに七円」に変
更になります。ただ旧市内通
話については、これまでの「
一回七円」が「三分までご
とに七円」となりますので注
意願いたいと思います。

二、交換手扱いの通話の一

部値下げ
黒電話、大形赤電話からの
一〇〇番通話はこれまでどお
りですが、地域集団電話（農
集）からの一〇〇番通話は、
大根占グループ内の根占、佐
多、田代への通話は「三分ま
で二円」が「三分まで十円
」に、鹿屋、指宿グループへ
の通話は「三分まで十五円」
が「三分まで十二円」と値下
げになります。

以上が新しい料金制度のあら
ましですが、この改正は現
在の「市内通話」と「市外通
話」の料金隔差の是正や社会
生活圏、経済圏の拡大に伴う
「市内通話区域」拡大の要望
にそうための最適の制度と考
へております。

こんごともみなさまの格別
のご理解と協力をたまわり
ますようお願い申し上げます

交通事故は全国的には減少
していますが、鹿児島県は四
月以降急激に増加し、大根占
警察署管内でも昨年同様に比
べ増加している。署員は
事故防止対策に躍起になつて
います。

これから、日増しに暑さが
加わり本格的な夏が訪れると
過労による居眠り運転や、飲
酒運転などによる交通事故が
例年多発しています。

県警察本部では、事故防止
のため六月を制限速度を守る
月間と定めて運動を展開した
結果、相当の効果をあげまし
た。そこで七月は、夏の事
故を防止するために違法駐車
をなくする運動を提唱してい
ます。

この運動を提唱するに至つ

夏の「交通事故」を防ごう 取締りは 違法駐車を重点に

大根占警察署



（駐車方法違反の例）

交通共済は、不慮の交通災害に備え、みな
さんを守る相互共済事業です。
役場では、いつでも加入できるよう随時受
け付けをいたしております。みんな加入しま
しょう。役場担当係～総務課消防交通係

たのは、違法駐車が交通事故
を誘発する原因となると同時
に交通の円滑化を阻害するか
らです。

本署においては、県警察本
部の主旨に沿い違法駐車取締
りを含めて夏の交通事故防
止対策を推進することになり
ましたので、みなさんがたに
おかれては、次のことを守つ
て交通事故防止にご協力くだ
さい。

1 過労運転をしないこと。
過労運転は重大な交通事故
に直結することはご承知のと
おりです。この防止には事
前の心掛けと事後の心掛けが
必要です。すなわち、睡眠を
よくとり、暴飲暴食をさけて
健康の保持に努め、長距離の
運転にはスベア運転手を用意

災害を受けたときは

水害や火災などの災害によつて住宅や家財に甚大な被害
を受けられた場合は、税金の救済方法があることをお忘れ
にならないように。
所得税法の雑損控除や災害減免法のいずれか有利な方を
選べます。

詳しい手続きなどについては税務所にご相談ください。
電話二二三二七（直税部門）

するなど事前の用意をする。
また、ハンドルを握つたら長
時間継続運転をしないで、二
時間運転したら必ず休ませ
るとか、眠くなつたら我慢し
ないでただちに休憩して疲労
の回復を図ることなど事後の
心掛けをする。この事後の心
掛けを怠れば重大な事故に直
結するので、最も心すべきこ
とであります。

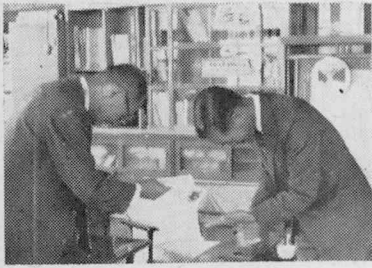
2 飲酒運転をなくしよう。
飲酒運転が重大事故の原因
の主たるものであることは、
ご承知のことであると思いま
すので多く申しませんが、た
だ、この違反を犯した場合ど
んなことになるかと申します
と、大根占区検察庁で隔週金
曜日に取調べが行なわれてい
ますが、違反者が毎回五人ぐ
らいあります。取締りでも取
締りでも違反者がたえないの
に感心させられています。罰
金は、運転した車種によって
異なるが、大体三、四万円。点
数は飲酒運転のうち酔払つて
運転すると十二点、ほろ酔い
で運転すると六点です。

飲酒運転の場合交通事故を
起さないでも右の点数がとら
れ、事故を起すとその上点数
が追加されるので、酔払い運
転の場合は泣いてもわめいて
も免許は取消されます。ご用
心ください。

3 違法駐車をなくしよう。
違法駐車には、禁止場所駐
車と駐車方法違反の二種類が
あります。

公安委員会が禁止した場所
や道交法で禁止している交差
点、まがり角、横断歩道など
に駐車するのが禁止場所駐車
です。駐車する場合は道路
の左側端に沿わないで他の交
通の妨害にならないよう駐車
をした場合は、駐車方法違反で
す。ただし、路側帯のある道
路でその路側帯の幅が七十五
センチ以下のところでは、路
側帯の中に入れたら駐車する
ことは違反です。この場合は
路側帯に沿って車道に駐車す
ること。

なお、夜間道路の幅が五、
五メートル（歩車道の区別、
または路側帯のある道路では
車道）以上の道路に駐車する
るときは、後方五十メートル
の距離から認められる非常点
滅灯、駐車灯、尾灯をつける
か、警告反射板を表示しなけ
れば最近から違反になること
になりました。



町民ひろば

お知らせ

◎ 成人訓練の開設
県では初めての試みとして、鹿屋専修職業訓練校で成人訓練を開設します。希望者は、申し込みましょう。
対象者……大工と き……8月24日から8月25日まで
内 容……木造三十三坪以内の建築許可申請の手続方法
申込み手続……八月二十四日まで訓練校に申し込む。郵便、電話でも可。申込先は鹿屋市田淵、鹿屋専修職業訓練校
電話(〇九九四〇三一二五)
なお、教材費はいりません。訓練手当なし。
◎ 一ヘクタール以上の土地の取得、開発は事前に知事の承認が必要
県では、無秩序な開発を防止し、良好な地域環境を確保するため、鹿児島県土地利用対策要綱を六月一日付で制定

実施しました。その内容は、次のとおりです。

- ①一ヘクタール以上の土地を取得する場合または、一ヘクタール以上の開発をする場合は、事前に知事に協議して、承認を受けること。
- ②土地利用が認められる場合は、おおむね次のとおり。
地域の発展上望ましいものであること。
- ③関係法令に照らし適法なものであること。
- ④災害防止について必要な措置が講じられていること。
- ⑤土地利用区域内に優良農用地、保安林等が含まれていないこと。
- ⑥土地の取得が投機目的でないこと。

錦江園に街灯

九州電力が贈る

「地域社会に奉仕しよう」と九州電力株式会社では、大根占錦江園に水銀街路灯一基を寄付してくださいました。さる六月十二日は、同社鹿屋営業所長さんから町長に目録の贈呈があり、近日中に取り付けますからご利用くださいとのことでした。これに対し町長は、同園の街灯は現在破損し近く取り変えることにはしていましたが、これでおとしりのかたがたはもちろん、松崎キャンプ場へ出入りする一般のかたがたのためにもよろこばれることでしょうとあいさつしました。

その都度、町長と開発協定を結ばなければならない。

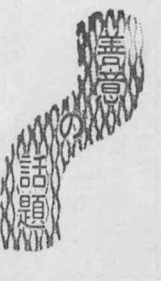
- ④知事の承認を受けないで一ヘクタール以上の土地を取得もしくは、一ヘクタール以上の開発をした場合、また開発協定を守らない場合は、認可をしないほか、非協力者の住所、氏名を公表する。
なお、くわしいことについてお尋ねしたいかたは、県庁企画部土地対策室(電話、鹿児島二六、八一一一)にお問い合せください。

ご協力を

- ◎ 花火による火災防止
夏になると六月燈の夏祭りが始まり、花火のシーズンになります。次のことに注意し、火事やけががないようにしましょう。
①花火をするときはなるべくおとなと一緒に遊ぶこと。
②家屋の密集しているところや燃えやすいものがあるところでは遊ばないこと。
③使用方法を確かめルールを守る。

8月の行事予定

- 1日・農家総合指導少数単位座談会
- 6日・水道メーター検針(十日まで)
- 7日・農家総合指導少数単位座談会
- 10日・墓地清掃(婦人会・十日まで)
- 農家総合指導少数単位座談会
- 12日・郡民体育大会(於佐多町)
- 9日・婦人校区対抗バレー大会
- 20日・町内中学生研修会(於県青少年研修センター二十日まで)
- 22日・農家総合指導少数単位座談会
- 26日・県民体育大会地区大会(於鹿屋市)
- 29日・農家総合指導少数単位座談会
- 30日・農業委員会、流感予防注射は、中旬から下旬に実施予定です。



次のかたがたから、それぞれご寄付くださいました。厚くお礼申し上げます。

- ▲ 社会福祉協議会へ(カッコ内は故人)
△塩屋 落司秀夫(キヨ)
△才原 黒瀬君香(スエマツ)

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

